

岩手県告示第290号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が平成28年3月24日以前である共済契約については、なお従前の例による。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区の名称	区 域	漁業の区分	加入区の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
広田町加入区	[略]	1 [略]	広田町加入区	[略]	1 [略]
		<u>2</u> 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業			<u>2</u> 小型さんま棒受網漁業
		<u>3</u> [略]			<u>3</u> <u>2</u> 以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業
		<u>4</u> [略]			<u>4</u> [略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					